

平生町立学校の将来の在り方検討委員会 資料

設置形態や学校運営協議会等についての一考察

《要旨》

◇小中一貫教育の全国的な拡大のようす

- ・ 義務教育学校と小中一貫型小中学校の数は1：5で義務教育学校の割合が少ない。
- ・ 小中一貫教育の推進は、①学力向上、②中1ギャップ解消など生徒指導上の効果、③教職員の意識改革を目的に挙げる自治体・学校が多い。

◇学校形態によるメリット・デメリット

- ・ 義務教育学校と、義務教育学校の形態を採らない施設一体型小中一貫校のメリット・デメリットは免許状の要件以外には、大きな差はないと考えられる。
- ・ 義務教育学校では、教員は小中双方の免許状を所有していることが原則とされ、教員確保という人事上の課題が大きい。
(R5 平生町では、中免所有の小学校教諭 43.8%、小免所有の中学校教諭 23.5%)

◇一貫校運営を支える学校運営協議会等の組織編制

- ・ 東京都三鷹市では、中学校区内の合同学校運営協議会ともいえる「コミュニティ・スクール委員会」が組織され、機能している。
- ・ 町内の3つの小中学校の学校運営協議会組織とPTA組織を比較している。

本資料は、小中一貫教育有識者（岩国市教委学校教育課主幹）福永昌史氏の協力を得て作成しました。

1 小中一貫教育の全国的な拡大

そもそも、なぜ、小中一貫教育を推進する自治体・学校が多いのか

(1) 導入自治体の拡大と導入目的

小中一貫教育は1999(平成11)年、広島県呉市教育委員会が2小1中の統合を計画し、翌年、文部省研究開発学校制度の指定を受けたことに始まる。以下、先駆的に導入を進めた自治体や国の小中一貫教育に関する動きをまとめる(表1)。

表1 小中一貫教育の広がりに関する主なできごと

年代	主なできごと
2000(平成12) 2003(平成15) 2004(平成16) 2005(平成17)	広島県呉市が文部省研究開発学校制度の指定を受け、2小1中を統合 内閣府構造改革特別区域研究開発学校制度(特区研発)創設 東京都品川区と京都市が小中一貫特区の取組を開始 中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」 ・「義務教育に関する制度の見直し」に言及 ・学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題がある ・中1のほかに小学校の4～5年生段階で発達上の段差がある ・研究開発学校や構造改革特別区域などの取組の成果を踏まえ、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて検討する必要がある
2006(平成18) 2008(平成20)	東京都三鷹市が小中一貫特区の取組を開始 構造改革特別区域研究開発学校制度を簡素化し教育課程特例校制度創設 小学校、中学校学習指導要領告示 ・はじめて異校種の学習指導要領が同一冊子に収められる
2012(平成24)	中教審初等中等教育分科会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」 ・義務教育学校制度を創設することの是非を整理
2014(平成26)	教育再生実行会議第5次提言「今後の学制等の在り方について」 3つの柱 ・子供の発達に応じた教育、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など新しい時代にふさわしい学制の構築 ・教員免許制度改革(養成、採用、研修等の見直し) ・教育を「未来への投資」とし、世代を超えて子供・若者を支える必要性 中教審答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」 ・「小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策」について言及 ・1人校長の下で一貫した教育課程を編成・実施する単一の学校である「小中一貫教育学校(仮称)」を法に位置付け、設置者の判断による教育課程の特例を活用すべき ・小中一貫型小学校・中学校(仮称)については、複数の小学校が中学校に接続する形態も想定し、9年間の教育目標を明確にしたり、系統的教育課程の編成をしたりすること
2015(平成27)	文科省「小中一貫教育等についての実態調査」実施 ・対象：47都道府県、1,743市区町村、1,130校 学校教育法一部改正(2016年4月1日より施行) ・新たに義務教育学校を制度化
2017(平成29)	文科省「小中一貫教育の導入状況調査」実施

この小中一貫教育拡大の流れの中でも、特に2008(平成20)年3月告示の小学校学習指導要領、中学校学習指導要領は、ともに相互の学習指導要領と幼稚園教育要領も冊子に収める初めての学習指導要領となった。このことはこの改訂の大きな特徴であり、国の異校種間の接続への政策的な関心の高まりをうかがうことができる(安藤、根津2010)。

また、2016(平成28)年度末に行われた文部科学省「小中一貫教育の導入状況調査」での2017(平成29)年度の義務教育学校、小中一貫型小・中学校の設置数(調査時点での予定を含む)を見ると、この時期に小・中の職員組織や施設を一体とした一貫校が急増したことがわかる(表2)。

表2 義務教育学校、小中一貫型小・中学校設置数

	設置者数 ※()は前年度	設置数 ※()は前年度	設置形態
義務教育学校	2 国立大学	2 校 (0 校)	施設一体型 1 校 施設隣接型 1 校
	23 都道府県 35 市町村 (13 都道府県 15 市町村)	46 校 (22 校)	施設一体型 40 校 施設隣接型 5 校 施設分離型 1 校
小中一貫型小学校・中学校	1 国立大学	1 件 (1 件)	施設隣接型 1 件
	37 都道府県 84 市町村 (27 都道府県 55 市町村)	246 件 (160 件)	施設一体型 63 件 施設隣接型 28 件 施設分離型 155 件
	6 学校法人 (4 学校法人)	6 件	施設一体型 3 件 施設隣接型 3 件

「小中一貫教育等についての実態調査」では、小中一貫教育導入の目的についても調査がなされている(図1)。ここからは、市区町村、学校ともに、児童生徒に対し生徒指導上及び学習指導上の成果を上げることと併せ、児童生徒の成長を9年間スパンで考えるという教職員の意識向上を目的としていることが読み取れる。

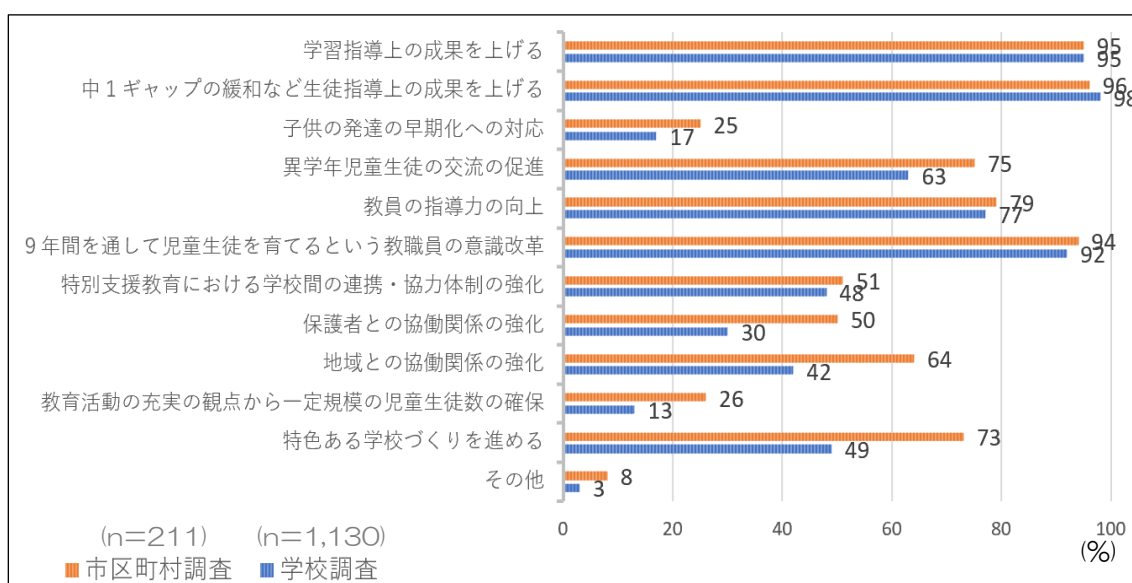


図1 自治体・学校における小中一貫教育導入の目的

また、国立教育政策研究所は、2017(平成 29)年度時点で小中一貫教育を導入している市区町村のうち、13 市町を取り上げて聞き取り調査を行っている(表 3)。これらの市町での導入目的を見ると、主に「中 1 ギャップ」が掲げられている様子をうかがうことができる。

表 3 13 市町における小中一貫教育導入の目的

市 町	小中一貫(連携)教育の主な導入目的
青森県三戸町	・「中 1 ギャップ」への対応(主に不登校急増と学習意欲や学力の低下) ・少子化傾向及び学校施設の老朽化問題への対応
茨城県笠間市	・少子化地域における学校存続に向けた学校特色化 → 一貫教育導入と同時に義務教育学校化による更なる特色作り
栃木県宇都宮市	・「中 1 ギャップ」への対応(主に学校や学習内容への適応) ・地域の教育資源を活用した地域教育活動の推進
神奈川県横浜市	・「中 1 ギャップ」への対応(主に不登校やいじめの増加) ・小・中学校間の情報共有という課題への対応
長野県佐久穂町	・小・中学校の児童生徒への系統のかつ継続的な教育の提供 ・地域の学校統合による特色ある学校作り
静岡県浜松市	・「中 1 ギャップ」への対応(主に不登校や問題行動・学習意欲面等) ・小規模校での学校運営上の課題解決(教科担任の不足など)と学校存続
三重県津市	・「中 1 ギャップ」への対応(主に学力向上と学校生活への適応)
兵庫県豊岡市	・「中 1 ギャップ」への対応(主に不登校) → 一貫教育化でより連携強化 ・教育課題(学力の二極化や特別支援を要する児童生徒)への対応
兵庫県小野市	・脳科学の知見を活用した教育実践 → 一貫教育化で更なる質の向上 ・過小規模化した一部学校における教育の質の維持向上
奈良県奈良市	・「中 1 ギャップ」への対応(主に不登校) ・世界遺産等を教材として歴史的文化遺産や郷土について学習
広島県府中市	・「中 1 ギャップ」への対応(主に不登校や学力低下等) ・市内中心部の工場空き地の活用問題と学校施設老朽化への対応
福岡県八女市	・特色ある学校作りを通じた少子化地域の活力維持
大分県佐伯市	・特色ある学校作りを通じた少子化地域の活力維持 ・「中 1 ギャップ」への対応(主に生徒指導上の問題)

2 実施形態、施設形態

義務教育学校と施設一体型小中一貫校のメリット・デメリット

(1) 制度面から見た学校の分類

そもそも、「小中一貫教育」と「小中連携教育」はどう異なるのか。

文部科学省は「小中一貫教育等についての実態調査」実施に先立ち、2014(平成 26)年 5 月の「小中一貫教育の実態等に関する調査研究協力会議」において調査対象や調査項目を議論している。この会議では小中連携教育と小中一貫教育の定義が次のようにまとめられた。

小中連携教育：小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育
小中一貫教育：小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

制度上、公立における小中一貫教育は、経済改革特別区域(内閣府)や研究開発学校制度(文部科学省)のような例外措置に基づく取組と、現行制度内の運用において小・中の一貫化を図る取組とに大別される。2015(平成 27)年度の学校教育法改正による義務教育学校制度化もふまえ、国立教育政策研究所は、文部科学省の定義をもとに制度面から見た小中一貫教育実施の学校を次のようにまとめている(表 4)。

表 4 制度面から見た小中一貫教育を行う公立学校

		制度化された学校での小中一貫教育			従来の小・中学校による運用上の小中一貫教育
		義務教育学校	小中一貫型小・中学校		
			併設型小・中学校	連携型小・中学校	
設置者		(同一)	同一	異なる	同一または異なる
修業年限		9 年 (前期課程 6、後期課程 3)	小学校 6 年、中学校 3 年		
組織		校長 1 名 一つの教職員組織	原則として各学校に校長 1 名・別々の教職員組織 ※校長併任や実質的に教職員組織を統合した例も		
免許		原則小・中免許 ※当面は保有免許 相当課程で指導可	所属する学校の免許を保有		
教育課程		・ 9 年間の教育目標設定 ・ 9 年間の系統性・体系性に配慮が成された教育課程編成			
特例	独自設定教科	○	○	○	×
	指導内容入替え	○	○	×	×
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用		
基準規模		18 学級以上 27 学級以下	小・中学校それぞれ 12 学級以上 18 学級以下		
通学距離		おおむね 6km 以内	小学校はおおむね 4km 以内、中学校はおおむね 6km 以内		
設置・移行手続		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		なし

なお、美祢市では、教育委員会学校管理規則を改正しているが、岩国市では、教育委員会規則の改定等を行わず、従来の小・中学校の形態の運用による小中一貫教育を推進している。

（２）施設形態から見た学校の分類

ひとくちに小中一貫教育と言えども、様々な施設形態がある。文部科学省は前述「小中一貫教育等についての調査」において、施設形態を次のように定義している。

いわゆる施設一体型：小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている（小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む）
いわゆる施設隣接型：小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている
いわゆる施設分離型：小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている

しかしながらその解釈は自治体によりばらつきがある。

例えば、一般的に施設一体型小中一貫校と理解されている兵庫県姫路市立白鷺学園は、兵庫県教委、姫路市教委ともに施設隣接型だとしている。これは同学園が校長 2 人体制で、なおかつ前期課程（小学校相当）・後期課程（中学校相当）で別々の職員室をもつことによる。

一方、滋賀県高島市立高島学園は小・中共用の体育館を中央に置いた施設隣接型施設であるが、校長 1 人体制であることを根拠に滋賀県教委、高島市教委はこれを施設一体型と位置づけている。

（３）各形態の特色

ここでは、老朽化が進む平生小学校と平生中学校の校舎を、建て替えを機に小中一体型の校舎にすると想定して、義務教育学校の形態を採るか、施設一体型小中一貫校の形態を採るか、その選択について考えてみる。

① 義務教育学校

義務教育学校の効果やデメリットをまとめると、一般的に次のように言われている。

（表 5）

ベネッセ教育総合研究所 2020(令和 2)年 9 月
 文部科学省「義務教育学校制度（仮称）創設の是非について」2012(平成 24)年 9 月
 長崎県諫早市教委 小長井地域説明会資料 2023(令和 5)年 8 月
 等による

表 5 義務教育学校の効果とデメリット

	効果	デメリット
学校運営	・ 1 人の校長による学校運営で、9 年間の一貫性が発揮される ・ 「4・3・2 制」「5・4 制」などで各段階を統括する教頭や主幹教諭の人材育成への期待 ・ 指導の系統性への理解促進、小中相互の指導技術の理解促進など、資質向上への期待	・ 原則小・中の免許状所有が必要で、人材確保が困難 ・ 学校規模が大きい場合、校長 1 人態勢で円滑な学校運営は困難
学習指導	・ 教科内や教科間の学習内容の関連性を意識した指導が容易 ・ 指導順序や内容の入れ替え、先取りや後戻りが容易	・ 転入生への対応に配慮を要する

生徒指導	・ 「中 1 ギャップ」の緩和 ・ 9年間を通した学習規律、生活規律の定着 ・ 異学年交流による精神的な成長（上級生が下級生の手本になろうとする意識、下級生の上級生への憧れの気持ちの向上） ・ 助け合い、思いやりの気持ちの醸成	・ 小 1 と中 3 の差が大きく下級生が上級生に委縮する ・ 思春期・反抗期の生徒の姿に常に接することによる低学年への悪影響の可能性 ・ 9年間同じ顔ぶれで、人間関係が固定化 ・ 小学校高学年相当の児童のリーダーシップを養う機会の減少
教育課程	・ 「6・3 制」にこだわらず、「4・3・2 制」「5・4 制」など、児童生徒の発達段階に応じた区切りで指導が可能	・ 小学校卒業時の達成感、中学校入学時の期待感が少ない ・ 小 1 と中 3 の差が大きく、縦割り班活動等では配慮が必要

表のように義務教育学校設置のメリットは大きいと考える。教職員や児童生徒の協働は容易であり、常に中学生のお手本を見ながら過ごせることは下級生にとって大きな教育効果が上がると思われる。また、1名の校長のもとで、一貫した方向性のもとでの学校運営が期待できる。

しかし一方で、義務教育学校では、指導に当たる教頭、教諭に小・中双方の免許状の所有が求められることが最大の障壁となる。

② 施設一体型小中一貫校

同じように施設一体型小中一貫校の効果やデメリットをまとめると、おおむね次のように言われている（表 6）。

表 6 施設一体型小中一貫校の効果とデメリット

	効果	デメリット
学校運営	・ 小・中双方の免許状所有を必須としない。中学校の免許所有教科で小学校の教科指導が可能 ・ 指導の系統性への理解促進、小中相互の指導技術の理解促進など、資質向上への期待	・ 小・中の校長の連携が必要（小・中校長どうしの連携の良し悪しで学校の動きが変わる）
学習指導	・ 教科内や教科間の学習内容の関連性を意識した指導が容易	・ 転入生への対応に配慮を要する
生徒指導	・ 「中 1 ギャップ」の緩和 ・ 9年間を通した学習規律、生活規律の定着 ・ 異学年交流による精神的な成長（上級生が下級生の手本になろうとする意識、下級生の上級生への憧れの気持ちの向上） ・ 助け合い、思いやりの気持ちの醸成	・ 小 1 と中 3 の差が大きく下級生が上級生に委縮する ・ 思春期・反抗期の生徒の姿に常に接することによる低学年への悪影響の可能性 ・ 9年間同じ顔ぶれで、人間関係が固定化

教育課程	・ 小学校卒業式、中学校入学式などの節目を設けることで達成感、期待感をもたせることができる。 ・ 小・中が別組織であるため、小学校高学年相当の児童のリーダーシップを養う機会が単独の小学校と同等に設定できる ・ 小・中が別組織であるが、縦割り班活動などの柔軟な編成が可能	・ 「4・3・2 制」「5・4 制」など、柔軟な取組をしても、「6・3 制」を意識せざるを得ない ・ 小 1 と中 3 の差が大きく、縦割り班活動等では配慮が必要
------	--	--

（４）免許状の課題

義務教育学校では、原則として指導に当たる教頭、教諭には小・中双方の免許状の所有が求められる。平生町と岩国市の、2023(令和 5)年度の小・中学校学勤務の教諭職（臨時的任用を除く本務者と再任用）のうち、小・中双方の免許状所有者を挙げてみると、次のような状況である（表 7—1，2）。

表 7—1 平生町の教諭の所有免許状（二種を含む）

小学校教諭で中学校免許所有者	14 人（32 人中） 43.8% （国語 4 社会 1 数学 0 理科 4 外国語 1 音楽 0 美術 3 保体 2 技術 0 家庭 1） ※ 免許所有者と教科の内訳の合計が異なるのは、1 人で複数の免許を所有する教諭がいることによる
中学校教諭で小学校免許所有者	4 人（17 人中） 23.5%

小学校教諭の半数近くが何かしらの教科の中学校免許状を所有しているのに対し、小学校免許状を所有している中学校教諭の割合はその半数で、4 人に 1 人の割合であり、山口県全体でも同様の傾向であると考えられる。

なお、文科省の平成 19 年度「学校教員統計調査」の集計では、国公立・私立すべての小学校教員のうち中学校の免許所有者は 62.8%、中学校教員のうち小学校免許所有者は 27.5%である。

これは、大学等での免許状取得のカリキュラム上の課題とも言え、学校現場や市町教委で解決できる問題ではない。国は隣接校種の免許状取得に必要な単位数を減らすなどの制度上の対応を行っているが、どの市町も同じ状況であれば、人事異動上の工夫には限界があると考えられる。

また、義務教育学校の形態を採るか採らないかに関わらず、施設一体型の校舎設置には、複数の小・中学校が 1 つに整理されることで、地域の学びの拠点が失われてしまうことへの懸念の声も聞かれる。

3 小中一貫教育を支える学校運営体制づくり

学校運営協議会等の学校支援組織においても、小・中一体化の取組が見られる

小中一貫教育の円滑な推進を支えるため、学校運営協議会や PTA 組織をどう組織しなおし、機能させていくかという点について、ここでは先進的な取組をしてきた東京都三鷹市の取組を挙げる。

これは、市内 7 中学校区すべてで施設分離型の小中一貫教育を導入するにあたり、いわば“中学校区小中合同学校運営協議会”ともいえる組織を整備した例である。

(1-1)「コミュニティ・スクール委員会」の設置 ～東京都三鷹市の取組～

① 三鷹市の概要

人口 190,696 人(2024(令和 6)年 5 月 1 日現在)の三鷹市(図 3)は、市域の大半が武蔵野台地に位置し、東端は東京 23 区と接する。都心のベッドタウンとして発展し、高度経済成長期に人口が急増した。武者小路実篤、三木露風、山本有三、太宰治などの文豪が暮らした「文士の街」としても知られる。都市と自然が調和する公園都市であり、井の頭恩賜公園、国立天文台三鷹キャンパス、三鷹の森ジブリ美術館などの文化・芸術施設も点在する。



図 3 三鷹市の位置

三鷹市は全国に先駆け 1956(昭和 31)年ゼロ歳児保育施設の開所、1973(昭和 48)年公共下水道普及率 100%達成を成し遂げた都市でもある。「みたか市民プラン 21 会議」、官民共同プロジェクト「あすのまち三鷹」、三鷹ネットワーク大学での市民・大学・研究機関・企業の協働の取組などが評価され、2005 年度「インテリジェント・コミュニティ・オブ・ザ・イヤー」で世界 1 位に選出されている。

三鷹市は全国の自治体に先駆けてコミュニティ施策に着手し、1974(昭和 49)年の大沢コミュニティ・センター開設を皮切りに、これまで 7 つのコミュニティ住民協議会を核とした市民参加、市民との協働による町づくりを行ってきた。併せて、2003(平成 15)年に当時の清原慶子市長によって小中一貫教育の構想が提案されて以来、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の推進」を基本とし、その内容の一層の充実を図るとともに、地域をつなぐ拠点となる学校づくりを進め、学校を核としたコミュニティづくり(スクール・コミュニティの創造)を進めている。

2006(平成 18)年 4 月の 2 小 1 中の施設分離型一貫校「にしみみたか学園」開校を手始めに、2009(平成 21)年には 7 中学校区すべてで施設分離型の“学園”と称する小中一貫教育を展開している。その構成は次のとおりである(表 8)。

表 8 三鷹市の小・中一貫校の構成

学 園	小学校(学級数：含特支)	中学校(学級数：含特支)
連雀学園	第四小(18) 第六小(23) 南浦小(28)	第一中(23)
にしみたか学園	第二小(25) 井口小(21)	第二中(17)

三鷹の森学園	第五小(20) 高山小(29)	第三中(16)
三鷹中央学園	第三小(21) 第七小(16)	第四中(11)
鷹南学園	中原小(19) 東台小(21)	第五中(14)
東三鷹学園	第一小(20) 北野小(17)	第六中(15)
おおさわ学園	大沢台小(17) 羽沢小(12)	第七中(11)

※学級数は 2021(令和 3)年度時点

② コミュニティ・スクール委員会の設置

三鷹市の全中学校区には、小中合同の学校運営協議会にあたる組織として各学園にコミュニティ・スクール委員会(図4)が設置されている。

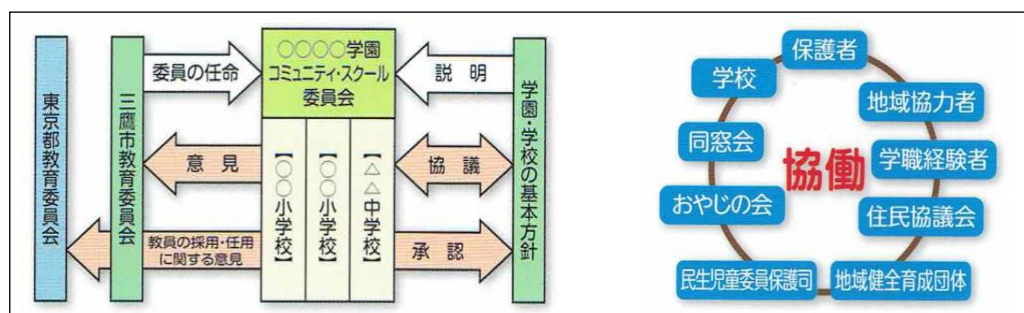


図4 コミュニティ・スクール委員会のしくみと構成委員の例

三鷹市では、学園全体の合同学校運営協議会という立場の「コミュニティ・スクール委員会」がそのまま学園内全小中学校の学校運営協議会を兼ねる仕組みをとっている。そのため当然委員会の開催回数だけでも委員の負担は大きい。年 8 回の協議会のうち、学園の運営方針の承認や、それに続く各学校の運営方針の承認など、会の協議の多くが承認に関することになっている。委員の負担は大きい、同じ委員が学園全体と各校の経営方針や取組を承認したり助言したりすることで、学園内で一貫したチェック機能が働くと同時に、学校と地域の活動の一貫性が担保されることになる。また、小・中学校間で委員の奪い合いをすることがなくなり、地域人材を有効に活用することができている。

《コミュニティ・スクール委員が学校運営協議会委員を兼ねることによる効果と課題》

- (効果) 学園内全小・中学校の取組の一貫性
- (効果) 学校間による委員の奪い合いがなくなる
- ▲ (課題) 全学校の学校運営協議会に参加することで委員の負担が大きい

なお、にしみたか学園における、コミュニティ・スクール委員の役割分担を次に示す。

(図5)

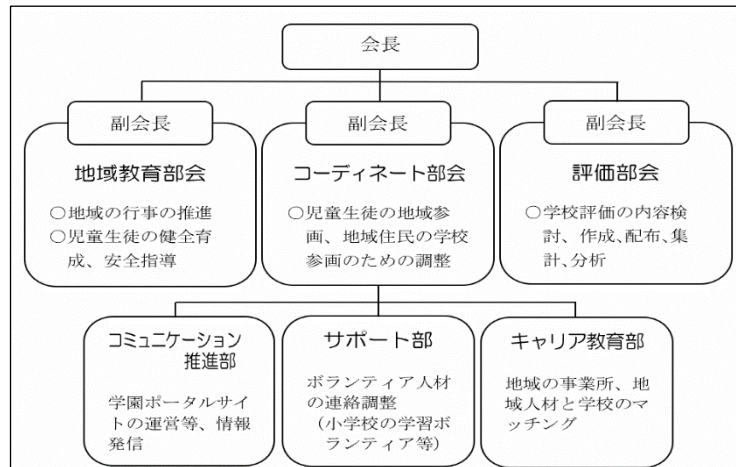


図5 にしみたか学園のコミュニティ・スクール委員会の構成

③ 市教委によるコミュニティ・スクール委員の支援

市に「統括推進員（CSマイスター）」が1人配置され、「How To CS コミュニティ・スクールとCS委員会の動かし方」と題したマニュアルを作成している。委員全員がコミュニティ・スクールの意義や会議の運営方法を理解でき、毎回の協議会が円滑に運営されている。

また、市では地域学校協働活動推進員14人（7学園×2人）を配置し、コミュニティ・スクール委員と協働し、学校と学校支援ボランティアの連絡調整を行っている。なお、学校ボランティアは「学校ボランティア」「学園ボランティア」「全市ボランティア」別の登録制で、参加者は年々増加し、2017（平成29）年には全学園合計でのべ21,126人が参加した。

④ 市教委による教職員支援等

三鷹市の学校の取組や市教委の学校支援について触れておく。

（ア）学園組織

- 各学園で小・中学校長を「学園長1、副学園長2～3人」に編成

学園長のもと、学園内の分掌を5部会に統一し、副学園長と各校教頭が分掌担当管理職として各分掌を統括している（図6）。

- 小・中一貫教育コーディネーター

各小中学校では、「小・中一貫教育コーディネーター教員」を明確に位置づけ、この教員どうしが毎週相互に行き来し、連絡・調整を行っている。

- 市費での後補充非常勤講師とスクールカウンセラー配置

学園内の小・中一貫教育コーディネーター教員どうしの協議時間と、小中乗り入れ授業の授業者の後補充として、各校に市費で非常勤講師配置をしている。また、スクールカウンセラーを各学園に配置し、小中継続し同一カウンセラーによる支援を行っている。

- 兼務発令

学園内の全教員に小中相互の兼務発令を行っており、相互の往来を円滑にしている。なお、小中それぞれ他方の校種の免許状取得に対しては、東京都からの補助金により取

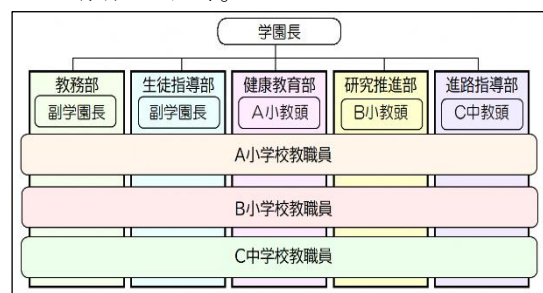


図6 学園内分掌組織

得を奨める一方で、三鷹市では特に小中間の意図的な人事交流は行っていない。

(1-2) その他

ここで紹介した例には、PTA 組織が登場してこないが、ここに例示した組織に PTA の部会組織をリンクさせることで、より一貫性のある小中一貫校運営の支援が進むことが期待されると考えられる。

(2) 町内小中学校の学校運営協議会組織と P T A 組織の比較

現在の町内小中学校 3 校の学校運営協議会組織と P T A 組織の比較について以下に示す。

学 校 運 営 協 議 会 比 較 表

委員	学校	平生中学校	平生小学校	佐賀小学校
住民代表		6名	7名	5名
学識経験者		1名		
保護者代表		2名 PTA会長・副会長	3名 PTA会長・副会長	2名 PTA会長・副会長
地域学校協働活動推進員		1名	1名	1名
幼保代表			1名 園長	
小学校代表		2名 佐賀小・平生小学校長		
中学校代表			1名 平生中学校長	1名 平生中教頭
高校代表		1名 熊毛南高等学校長		
学校代表		3名 校長・教頭 地域連携担当	4名 校長・教頭 教務・事務主任	3名 校長・教頭 地域連携担当

部会	学校	平生中学校	平生小学校	佐賀小学校
学び部会(平生中) 知:学力向上(佐賀小)		学運協委員 PTA厚生部 教員 生徒会		学運協委員 教員
育ち部会(平生中) 徳:心の教育(佐賀小)		学運協委員 PTA育成部 教員 生徒会 部活動		学運協委員 教員
育ち部会(平生中) 体:健康づくり(佐賀小)		学運協委員 PTA育成部 教員 生徒会 部活動		学運協委員 教員
広報部会(平生中) 郷土愛:地域連携(佐賀小)		学運協委員 PTA文化部 教員 生徒会		学運協委員 教員

P T A 組 織 比 較 表

委員	学校	平生中学校	平生小学校	佐賀小学校
文化部(平生中) 広報委員会(平生小) 共用育成部(佐賀小)		役員4名 教員3名	役員8名 教員3名	役員2名 教員全員
厚生部(平生中) 保健体育委員会(平生小) 保健体育部(佐賀小)		役員3名 教員3名	役員8名 教員3名	役員2名 教員全員
育成部(平生中) 育成委員会(平生小) ※佐賀小は共用育成部が兼任		役員4名 教員3名	役員9名 教員3名	